

明治維新と新政府

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

今日の問い

新政府は、どのような国づくりを目指したのだろうか。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 五箇条の御誓文と明治維新

新政府の方針

五箇条の御誓文

1868年、天皇が新政府の方針を神に誓った文書。

五榜の掲示

1868年、民衆に向けて出された5つの禁令。

明治維新

幕末から明治初めにかけての、近代国家をつくる一連の改革。

1868年、新政府は天皇が神に誓う形で**五箇条の御誓文**を出し、会議を開いて世論にもとづいて政治を行うことや、知識を世界に求めることなどの方針を示した。一方、民衆には**五榜の掲示**が出され、キリスト教や一揆の禁止など、江戸時代の政策を引きつぐ内容が示された。

同じ1868年、江戸は**東京**と改められ、翌1869年には天皇も京都から東京に移り住んだ。元号も**明治**と改められ、天皇一代に一つの元号を用いる一世一元の制が定められた。このように、天皇を中心とする新政府のもとで、欧米に対抗できる近代国家をつくろうと進められた一連の改革と社会の変化を**明治維新**という。

2 廃藩置県と四民平等

中央集権と身分

廃藩置県

1871年、藩を廃止して府・県を置いたこと。

四民平等

江戸時代の身分制度を改め、皇族以外を平等とした方針。

解放令

えた・ひにとされた人々の身分・呼び名を廃止した布告。

新政府はまず1869年に大名が領地と領民を天皇に返す**版籍奉還**を行わせたが、もとの大名がそのまま**知藩事**として藩を治め続けたため、改革の効果は十分ではなかった。1871年には藩を廃止して新たに府や県を置く**廃藩置県**を行い、中央から府知事や県令を派遣して全国を直接治める中央集権国家をつくりあげた。

身分制度も改められ、武士・百姓・町人などの身分による区別をなくす**四民平等**の方針が示された。もとの大名や公家は華族、武士は**士族**、それ以外は平民とされ、平民も名字を名乗ることや、職業・住む場所を自由に選ぶことなどが認められるようになった。1871年には**解放令**が出されて、えた・ひにとされた人々の身分や呼び名も制度上は廃止されたが、結婚や就業での差別は根強く残った。

もとの身分	新しい呼び名
大名・公家	華族
^{ぶし} 武士	士族
百姓・町人など	平民

問いへの答え

新政府は、天皇を中心とする中央集権の近代国家を目指した。1868年に五箇条の御誓文で政治の方針を示し、版籍奉還と廃藩置県で藩をなくして、中央から府知事・県令を送って全国を治めた。また、四民平等の方針で身分制度を改め、解放令も出したが、差別はその後に残った。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

